

(別紙1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める事務

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報	提供実績の概数 (例:1年間に●回)
二	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であつて主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあつた都度
三	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあつた都度
六	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者 三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあつた都度
七	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあつた都度
十一	都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令第十三条で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあつた都度
十五	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあつた都度
四十二	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあつた都度

(別紙1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める事務

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報	提供実績の概数 (例:1年間に●回)
五十六	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
六十五	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
六十九	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
八十	市町村長	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
八十三	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
八十六	市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
八十七	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度

(別紙1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の表に定める事務

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報	提供実績の概数 (例:1年間に●回)
百八	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
百十五	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
百二十五	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって第二百二十七条で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
百二十八	都道府県知事又は 広島市長若しくは 長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
百三十二	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
百四十四	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度
百六十一	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に關数r事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	情報提供ネットワークシステムによる照会のあった都度